

健康推進員制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の健康の向上を図り、健康長寿日本一わかやまの実現に向けた取組の一環として、市町村が実施する地域でのがん検診及び特定健康診査（以下「検診等」という。）、健康教室並びに健康イベントを開催する事業（以下「健康づくり事業」という。）を推進し、支援する健康推進員について必要な事項を定める。

(健康推進員)

第2条 健康推進員は、次条に規定する講習会を修了し、健康推進員として市町村の委嘱を受けた者とする。

(講習会)

第3条 地域保健医療等推進事業の実施について（平成18年6月30日健発第0630003号厚生労働省健康局長通知）別添4の3（1）エに規定する二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）は、健康推進員を養成するため、健康推進員養成講習会（以下「講習会」という。）を実施するものとする。

2 講習会の対象者は、別紙により市町村から推薦を受けた者とする。

3 講習会の課目は次の各号に掲げるものとし、講習時間は各課目それぞれ2時間程度かつ全講習で10時間程度とする。

(1) 市町村住民の健康及び検診等の状況

(2) 圏域及び市町村の健康課題（討議）

(3) 健康増進計画

(4) 生活習慣病予防

(5) 身体活動・運動（理論と実践）

4 講習会の修了要件は、前項の課目（市町村その他団体が実施する講習の課目であって、知事が前項の課目と同等であると認めるもの及び前項の課目の補講を含む。以下同じ。）のうち前項第1号及び第2号の課目を全て受講し、かつ、全講習時間の5分の4以上を受講することとする。

5 知事は、講習会を修了した者に対し、修了認定書を交付し、交付台帳を作成するものとする。

6 協議会は、講習会修了後概ね1年を経過した者に、必要に応じ別に定めるフォローアップ研修を実施するものとする。

(活動内容)

第4条 健康推進員は、県民の健康の向上を図るとともに、健康長寿日本一わかやまを実現するため、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 受診勧奨活動 地域住民に検診等の受診の呼びかけを行う。

(2) 参加活動 健康づくり事業に参加する。

(3) 広報活動 地域住民に対し、健康づくり事業の開催案内の配布及び事業の必要性の説明を行う。

(4) サポート活動 健康づくり事業において、受付、準備、片付け等のサポートを行う。

(5) その他の活動 地域住民と運動、体操等の自主的な健康づくり活動を行い、又は健康増進計画策定その他市町村の事業に参加又は協力する。

(守秘義務)

第5条 健康推進員は、活動上知り得た情報及び個人情報、他に漏らしてはならない。健康推進員でなくなった後においても同様とする。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

別紙

健康推進員養成講習会推薦書

市町村名： _____

氏名	住所	電話	年齢	備考

※備考欄には、現在活動している所属団体等を記入すること。